

## 各交通機関のダイヤ改正のお知らせ

▷問い合わせ先=下記の各交通機関にお問い合わせください

各交通機関では、利用者からのご意見やご要望にお応えして、ダイヤ改正をします。みんなで公共交通を利用しましょう。

### ■JR大船渡線BRT

▷改正日=4月1日

▷改正内容

- ①陸前高田市市内に駅を新設
- ②陸前高田市市内の一部の駅を移設し、ルートを変更
- ③一部の便の速達化（盛駅から気仙沼駅までの所要時間が81分から68分に短縮）

▷問い合わせ先

気仙沼BRT営業所(☎0226-41-0012)

### ■三陸鉄道南リアス線

▷改正日=3月17日

▷改正内容=盛駅15:25着の列車を15:18着に変更（盛駅発の仙台行き的高速バスとの乗り換えに対応）

▷問い合わせ先

三陸鉄道南リアス線運行部(☎09669)

### ■岩手県交通バス

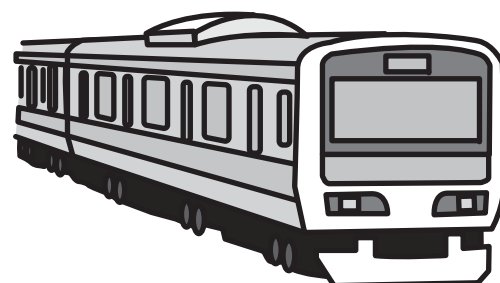
▷改正日=4月1日

▷改正内容

- ①高校生の登下校などに対応したダイヤの改正
- ②利用状況に応じた発着駅の変更と減便
  - ・中井線と崎浜線の土・日曜日は全て盛駅を発着とする
  - ・綾里外口線の綾里駅17:30発の便を減便とする

▷問い合わせ先

岩手県交通大船渡営業所(☎03730)



## 障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が追加に~4月1日から~

▷問い合わせ先=ハローワーク大船渡(☎04165)

「障がい者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

4月1日から、法定雇用率などが変わりますので、お知らせします。

### ■法定雇用率と義務適用企業の範囲が変わります

法定雇用率が下表のとおり変更となるほか、障がい者雇用義務の民間企業の範囲が従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

#### 《法定雇用率》

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体	2.3%	2.5%
都道府県などの教育委員会	2.2%	2.4%

### ■精神障がい者である短時間労働者の雇用率算定方法が変わります

精神障がい者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障がい者である短時間労働者(※)に関する雇用率算定方法が次のように見直されます。

▷対象=次の条件を全て満たす精神障がい者である短時間労働者

- ・雇い入れから3年以内の人、または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の人
  - ・平成35年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した人
- ※上記の条件を満たしていても、対象にならない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

▷雇用率算定方法=対象者1人につき、0.5から1に変更となります。

## 交通実証実験運行を4月以降も継続します

▷問い合わせ先=企業立地港湾課交通通信係(☎内線117・119)

市では、交通不便地域・交通弱者の移動対策として、交通実証実験を実施しています。4月以降も継続して実施しますので、ぜひご利用ください。  
▷実施期間=全ての交通実証実験で、平成31年3月31日(日)まで実施します。

### ■日頃市地区デマンド交通

▷対象=市内在住・在勤・在学の人

※利用には申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

### ■綾里・越喜来地区患者輸送バス一般乗車

▷対象=どなたでも(登録申請などは不要)

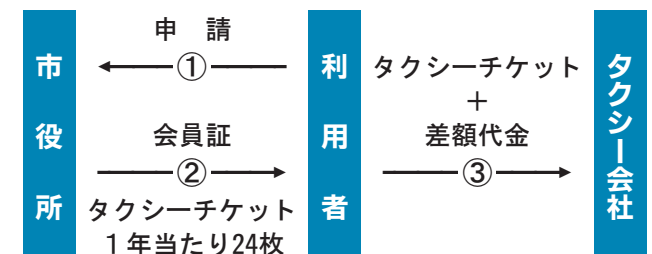
### ■タクシーチケット配布

▷対象=次の条件を全て満たす人

- ・大船渡市に住民登録している人
  - ・75歳以上の人(平成30年度中になる人も含む)
  - ・盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、猪川町、立根町に在住の人
  - ・住居と最寄りのバス停が300m以上離れている人
  - ・自動車等運転免許を持っていない人(返納者も可)
  - ・大船渡市福祉タクシー助成を受けていない人
- ※平成29年度までに利用していた人も、あらためて申請が必要です。

▷申請・利用方法

- ①申請書に必要事項を記入し、市役所本庁企業立地港湾課に提出してください。申請内容を確認後、会員証を交付します。
- ②会員証交付後、市役所本庁企業立地港湾課でタクシーチケット(実施期間中24枚/人)を無料配布します(郵送可)。
- ③通常と同じようにタクシーを利用し、降車時にチケットを乗務員に渡し、差額分をお支払いください。



- ▷チケットの助成額=住んでいる地域により、チケット1枚当たりの助成額が異なります。
- ・盛町、大船渡町、猪川町、立根町=270円/枚
  - ・末崎町、赤崎町=530円/枚

不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 産学官連携研究開発事業を募集します

▷申込先/問い合わせ先=商工課商工係(☎内線111)

地域産業の振興と技術力の向上を図るため、市内事業者などが北里大学または岩手大学と共同で実施する研究開発事業に対して、経費の一部を助成します。

▷対象=市内に事業所を有する個人・法人など

▷制度の内容

- ・補助要件=北里大学または岩手大学との研究開発であること
- ・研究期間=1年以内(平成31年3月31日まで)
- ・補助金額=補助対象経費の3/4以内で、限度額は120万円
- ・補助対象経費=機械装置費、消耗品費、事務費など

▷申込締切日=4月23日(月)

※事業構想は随時受け付けています。

▷採択方法=応募のあった案件を審査会で審査し、採択を決定します。

▷平成29年度の採択事業例

- ・アワビ幼生と稚貝の生残率改善に向けた卵質改善のための基礎研究
- ・マイクロバブル発生技術によるホタテ貝などの貝類の歩留り率向上技術の開発
- ・海中レーン点検のための水中ロボット開発
- ・アワビ・ウニ漁のための船体制御に関する開発
- ・三陸産イサダを活用したサケマス類の高機能飼料の開発